



平成 26 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 メディアスホールディングス株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 池 谷 保 彦  
(コード番号：3154)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 推 進 本 部 長 芥 川 浩 之  
(TEL：03-3242-3154)

## 公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、 株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 3 日開催の取締役会におきまして、公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行、自己株式の処分並びに当社株式売出しにより、主要株主の異動が見込まれますので併せてお知らせいたします。

### 【本資金調達の目的】

当社は、日本国内各地域において医療機器の販売会社を事業会社に持つ持株会社として、平成 21 年 7 月に設立し、平成 22 年 10 月に現社名に変更しております。

当社グループの属する医療機器販売業界は、医療材料の償還価格<sup>※</sup>の引き下げによる販売価格の下落や医療機関からの値下げ要求、病院経営コンサルティング業者の介入による利益率の低下等が生じており、医療機器ディーラーを取り巻く経営環境は厳しさを増しております。医療機関からは物品管理、保守管理や業務管理等の役務提供を含めた複合的なサービスの要請が増加しており、医療機器ディーラーは医療機関の経営改善に応えるための各種サービスの提供や経営の効率化並びにコスト削減に対する施策が不可欠であり、今後は業界再編が加速することが予想されます。

このような経営環境において、当社は、医療機器販売業界として圧倒的な売上高 No.1 企業を目指すことを経営目標のひとつとしており、平成 25 年 7 月には株式会社秋田医科器械店を株式取得・株式交換により子会社化し、平成 26 年 7 月には株式会社ジオットを株式取得・株式交換により子会社化しております。子会社化後では、経営理念や営業戦略を共有し、経営資源を有効活用することで両社の企業価値の向上、地域医療への貢献を果たしており、さらに購買力の強化等のシナジー効果を創出することによる事業規模拡大も推進しております。

今回の新株式発行及び自己株式処分による調達資金は、過去に行ったM&A（株式会社秋田医科器械店、株式会社ジオット）及び子会社の業務効率改善などを目的としたシステムへの設備投資資金に係る借入金の返済並びに福井医療株式会社との業務資本提携に係る株式取得資金に充当する予定です。

当社グループは、今般の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分並びに株式売出しにより、持続的な成長を遂げるための事業基盤を強化するとともに、第三者割当予定先である福井医療株式会社との業務資本提携による関係の深化を図り、更なるグループシナジーの発揮を追及してまいります。また、海外事業の強化及び業務効率化等の施策もあわせて推進し、一層の企業価値向上を実現することで、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の利益最大化につとめてまいります。

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

※ 医療材料の償還価格

医療材料の償還価格とは、公的医療保険制度において医療機関が診療報酬として保険機関に請求できる代金のうち、医療材料として請求できる材料の請求価格であります。原則2年に1回行われる診療報酬の改定に伴い償還価格も改定されますが、改定価格は各々の医療材料によりすべて異なります。

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## I. 公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分並びに株式売出し

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |   |   |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 当社普通株式 133,000 株  |
| (2) 払込金額の決定方法   | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 10 月 20 日(月)から平成 26 年 10 月 23 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額  | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。  |
| (4) 募集方法  | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価  | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申込期間  | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。  |
| (7) 払込期日  | 平成 26 年 10 月 27 日(月)から平成 26 年 10 月 30 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。  |
| (8) 申込株数単位  | 100 株   |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 池谷保彦に一任する。 |   |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                               |   |

### 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 100,000 株  |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、 |

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。

- (3) 募 集 方 法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 平成 26 年 10 月 27 日(月)から平成 26 年 10 月 30 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長池谷保彦に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 福井医療株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（並行第三者割当増資）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 60,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 福井医療株式会社
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。

- (6) 払 込 期 日 一般募集における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他福井医療株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長池谷保彦に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、福井医療株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行も中止する。

#### 4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 32,000 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 32,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 池谷保彦に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

#### 5. みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 32,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申込期間（申込期日） 平成 26 年 11 月 26 日(水)
- (6) 払 込 期 日 平成 26 年 11 月 27 日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長池谷保彦に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。なお、一般募集が中止となる場合は、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

#### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 32,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、32,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成 26 年 10 月 3 日開催の取締役会において、前記「5. みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 32,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 26 年 11 月 27 日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 26 年 11 月 20 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

#### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	3,031,356 株	(平成 26 年 6 月 30 日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	133,000 株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	3,164,356 株	
(4) 並行第三者割当増資による増加株式数	60,000 株	
(5) 並行第三者割当増資後の発行済株式総数	3,224,356 株	
(6) みずほ証券株式会社を割当先とする 第三者割当増資による増加株式数	32,000 株	(注)

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(7) みずほ証券株式会社を割当先とする  
三者割当増資後の発行済株式総数 3,256,356株 (注)

(注) 前記「5. みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

### 3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数 100,049株 (平成26年10月2日現在)  
(2) 処分株式数 100,000株  
(3) 処分後の自己株式数 49株

### 4. 調達資金の使途

#### (1) 調達資金の使途

今回の公募及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限817,900,000円については、平成26年11月までに株式会社秋田医科器械店の株式取得に係る長期借入金の返済に300百万円(平成25年7月支出、平成26年10月2日現在の当該残高の全額)、福井医療株式会社の株式取得資金(163百万円)の一部として161百万円を充当し、残額を平成26年11月までに運転資金として借入れた短期借入金500百万円(平成26年6月借入れ)の返済の一部に充当する予定であります。当該短期借入金は、平成26年7月の株式会社ジオットの株式取得並びに子会社の販売及び購買管理の統一化などの業務改善を目的としたシステム投資に係る借入金であります。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

当連結会計年度の業績に与える影響は軽微であります。今回の調達資金を上記の資金に充当することにより、事業規模の拡大と財務基盤の強化を通じ、当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与するものと考えております。

### 5. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、中・長期にわたる安定的な成長を維持するために必要な内部留保を確保しつつ、その成長に応じた成果の配分を実施することを基本方針としております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)の基本方針に基づき、剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、業界再編を含めた市場の変化に対応した事業展開への備えとしております。

#### (4) 過去3決算期間の配当状況等

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



	平成 24 年 6 月期	平成 25 年 6 月期	平成 26 年 6 月期
1 株当たり連結当期純利益	154.56 円	314.63 円	333.55 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	40.0 円 (-)	75.0 円 (-)	80.0 円 (-)
実績連結配当性向	25.9%	23.8%	24.0%
自己資本連結当期純利益率	8.1%	14.8%	14.1%
連結純資産配当率	2.1%	3.6%	3.3%

- (注) 1. 1 株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数（自己株式を除く。）で除した数値です。
2. 実績連結配当性向は、当該決算期の 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、連結純資産の期首と期末の平均で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、当該決算期の 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。

## 6. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ただし、一般募集と並行して福井医療株式会社を割当先とする並行第三者割当による新株式発行が行われます。当該並行第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第 2 条第 3 項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に当該第三者割当が一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、同規則第 2 条第 2 項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 24 年 6 月期	平成 25 年 6 月期	平成 26 年 6 月期	平成 27 年 6 月期
始 値	1,326 円	1,539 円	2,626 円	2,921 円
高 値	1,556 円	3,915 円	3,090 円	3,005 円
安 値	1,155 円	1,450 円	2,350 円	2,600 円
終 値	1,539 円	2,550 円	2,921 円	2,715 円
株価収益率	9.96 倍	8.10 倍	8.75 倍	-

- (注) 1. 株価は平成 25 年 7 月 15 日までは株式会社大阪証券取引所におけるものであり、平成 25 年 7 月 16 日からは株式会社東京証券取引所におけるものであります。

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 平成 27 年 6 月期の株価については平成 26 年 10 月 2 日（木）現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

#### (4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社エム・ケー、株式会社イケヤ及び池谷保彦並びに割当先である福井医療株式会社は、みずほ証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。なお、福井医療株式会社の当社普通株式の保有方針は、後記「9. 割当先の選定理由 (3) 割当先の保有方針」をご参照ください。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、並行第三者割当増資及び本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

#### 7. 資金使途の合理性に関する考え方

今般の調達資金は、事業規模の拡大と経営基盤の強化を目的とした株式取得や基幹システムへの投資に係る借入金の返済の一部に充当する予定であり、本件実施により当社の財務基盤は一層の強化が図られ、中長期的に当社グループの成長に資するものと考えております。したがって、上記の資金使途は、合理性があるものと考えております。

#### 8. 第三者割当増資の発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

並行第三者割当増資の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により決定する予定です。

上記の並行第三者割当増資の払込金額の決定方法は、会社法第 201 条第 2 項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法であると判断しております。したがって、並行第三者割当増資は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成 26 年 10 月 3 日（金）開催の取締役会において、監査役 5 名（うち社外監査役 3 名）が適法である旨意見を表明しております。

##### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

並行第三者割当増資により発行される株式数は 60,000 株（議決権の数 600 個）であり、平成 26 年 6 月

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

30日現在の当社の発行済株式総数 3,031,356 株に対する割合は 1.98%（平成 26 年 6 月 30 日現在の総議決権数 29,027 個に対する割合は 2.07%）に相当するものであります。なお、一般募集及び並行第三者割当増資並びに本件第三者割当増資により発行及び処分される合計株式数は最大 325,000 株（議決権の数最大 3,250 個）であり、平成 26 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 3,031,356 株に対する割合は最大 10.72%（平成 26 年 6 月 30 日現在の総議決権数 29,027 個に対する割合は最大 11.20%）に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、福井医療株式会社の業務資本提携に係る株式取得費用に充当する予定であります。したがって、中長期的な観点から当社のさらなる企業価値の向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

## 9. 割当先の選定理由等

### (1) 割当先の概要

(平成 26 年 8 月 31 日現在)

① 名 称	福井医療株式会社		
② 所在地	福井県福井市問屋町 4 丁目 901 番地		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮地修平		
④ 事業内容	医療機器の販売		
⑤ 資本金	30,000,000 円		
⑥ 設立年月日	昭和 24 年 5 月 20 日		
⑦ 発行済株式数	600,000 株		
⑧ 決算期	3 月 31 日		
⑨ 従業員数	175 名		
⑩ 主要取引先	福井大学医学部附属病院・金沢大学附属病院・福井県立病院・日本赤十字社福井赤十字病院・福井県済生会病院		
⑪ 主要取引銀行	株式会社北陸銀行・株式会社福井銀行・株式会社北國銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	宮地修平 100.0%		
⑬ 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	経営指導及び手術室管理ソフトウェアの提供を行っております。 なお、平成 26 年 10 月 3 日付で業務資本提携契約を締結いたしました。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状況 (単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決 算 期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
純 資 産	2,901	2,998	3,086
総 資 産	10,301	8,039	10,104

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1株当たり純資産(円)	4,836.07	4,998.09	5,143.74
売上高	18,594	16,334	19,691
営業利益	369	102	143
経常利益	422	159	208
当期純利益	163	127	117
1株当たり純利益(円)	272.08	212.01	195.65
1株当たり配当金(円)	50.00	50.00	50.00

(注)当社は、割当先が「暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより、経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）」ではないこと、及び特定団体等と何ら関係を有していないことを第三者機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役：古野啓介）より確認をしております。その旨の報告を得ております。また、当社は、割当先、当該割当先の役員又は主要株主が反社会勢力とは一切関係が無い旨の表明を取得しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2)割当先を選定した理由

### <割当先の選定の背景>

当社グループの属する医療機器販売業界は、医療材料の償還価格の引き下げによる販売価格の下落や医療機関からの値下げ要求の影響により利益率低下が生じており、経営環境の厳しさが増しております。

このような厳しい経営環境のなか、当社グループは付加価値の高い商品の提案やサービスの拡充による収益性の向上、経営統合による事業規模の拡大を図ってまいりました。

当社は、割当先の選定に際し、地域密着型の営業により堅実に事業拡大に取り組み、北陸エリアにおいてトップクラスの医療機器ディーラーとなっている福井医療株式会社との間で関係深化を目的として割当先として選定いたしました。

### <割当先の選定の経緯及び理由>

福井医療株式会社は、北陸エリアで事業展開を行っている医療機器ディーラーであり、売上高（平成24年）では福井県トップ、北陸エリアにおいてもトップクラスの企業です。

福井医療株式会社とは、従来より広域病院等の共同購買への相互協力による対応、当社が保有する手術室管理ソフトウェアの提供及び人事管理を中心とした経営指導等を行ってまいりましたが、更に協力関係を深化させることを目的に平成25年11月頃より業務資本提携に向け協議を開始いたしました。その後当社グループ及び福井医療株式会社が保有している有益な経営資源を相互に活用することで、双方の得意先に対し付加価値が高く、優れた商品・サービスを提供することが、当社の経営基盤をより強固なものにし、企業価値の向上に繋がることと確信し、平成26年10月3日付で業務資本提携契約（以下「本業務資本提携」という。）を締結することに合意致しました。

福井医療株式会社との本業務資本提携の内容は以下の通りです。

なお本業務資本提携の詳細については、本日開示しております「業務資本提携に関するお知らせ」ご参照下さい。

- ① 両社が保有する専門領域における知識を相互に活用し、両社の業容拡大を図る。
- ② 両社の人財交流及び教育により、相互協力関係を構築する。

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ③ 両社が保有するシステムの相互利用等によるコスト削減を図る。
- ④ 当社が保有するソフトウェアや医療材料データベース等に医療機関経営改善に繋がるサービスを活用し、業容拡大を図る。
- ⑤ 広域病院等の共同購買活動への相互協力による対応をする。
- ⑥ 自然災害等発生時において、相互協力により安定した医療材料の供給を図る。

福井医療株式会社に対する割当ては、上記による今後の関係深化を図ることを主旨としたものであります。当社は、本業務資本提携の目的を達成するため、上記項目について福井医療株式会社との間で誠実に協議し、その実現に向け業務の提携を推進してまいります。なお、当社は福井医療株式会社の発行済株式数の10%を取得する予定であります。

以上のとおり、福井医療株式会社は、当社グループが進出していないエリアにおける有力な医療機器メーカーであるため、当社グループの成長と発展に寄与し、双方のエリアにおける地域医療サービスの向上については、当社の企業価値向上に資するものと考え、割当先に選定いたしました。

### (3) 割当先の保有方針

割当先は、割当により取得する株式を中長期的に保有することを予定しています。

当社は割当先である福井医療株式会社との間におきまして、払込期日より2年間において、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

なお、福井医療株式会社は、みずほ証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。

### (4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先の払込みに要する財産の存在について、割当先の平成26年3月期財務諸表により十分な現預金を保有していること、また、割当先の取引銀行の当座預金の残高を平成26年9月3日現在で確認しており、当該割当先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金を保有していることを確認しております。

## 10. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前		募 集 後	
株式会社エム・ケー	13.36%	株式会社エム・ケー	12.43%
株式会社イケヤ	10.55%	株式会社イケヤ	9.82%
メディアスホールディングス従業員持株会	9.26%	メディアスホールディングス従業員持株会	8.62%
永田 幸夫	2.97%	永田 幸夫	2.77%
梅澤 悟	2.96%	梅澤 悟	2.76%
池谷 保彦	2.96%	池谷 保彦	2.75%

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

栗原医療従業員持株会	2.55%	栗原医療従業員持株会	2.37%
野田 了子	2.18%	野田 了子	2.03%
アルフレッサホールディングス株式会社	1.97%	アルフレッサホールディングス株式会社	1.84%
平山 泰	1.92%	福井医療株式会社	1.84%

(注) 1. 平成 26 年 6 月 30 日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 募集後の持株比率は、平成 26 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数に一般募集並びに福井医療株式会社を割当先とする第三者割当増資による増加分を加味し、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

#### 11. 企業行動規範上の手続き

福井医療株式会社を割当先とする第三者割当増資は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

#### 12. 最近 3 年間の業績

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

	平成 24 年 6 月期	平成 25 年 6 月期	平成 26 年 6 月期
連結売上高	132,833	134,010	145,969
連結営業利益	828	1,358	1,600
連結経常利益	1,117	1,719	2,041
連結当期純利益	447	896	968
1株当たり連結当期純利益(円)	154.56	314.63	333.55
1株当たり配当金(円)	40	75	80
1株当たり連結純資産(円)	1,951.49	2,269.97	2,515.59

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

平成 26 年 10 月 3 日開催の当社取締役会において決議した前記「I. 公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分並びに株式売出し」に記載の一般募集及び並行第三者割当増資に伴い、主要株主である株式会社イケヤが主要株主でなくなることが見込まれるものであります。

### 2. 異動する株主の概要

(1) 名称	株式会社イケヤ
(2) 所在地	静岡県静岡市清水区草薙杉道 3 丁目 2 番 12 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 池谷 保彦
(4) 事業内容	有価証券の保管・運用業務
(5) 資本金	100 万円

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 26 年 6 月 30 日現在)	3,200 個 (320,000 株)	11.02%	第 2 位
異動後	3,200 個 (320,000 株)	9.93%	第 2 位

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 26 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数 29,027 個に基づき算出しております。

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 128,656 株  
平成 26 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 3,031,356 株

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 26 年 7 月 2 日付株式会社ジオットとの株式交換により増加した議決権の数 274 個、一般募集及び並行第三者割当増資により増加する議決権の数 2,930 個を加算した総株主の議決権の数 32,231 個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分並びに株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の払込期日

5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による業績への影響はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。